

平成20年（行ウ）第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原告 竺原光江

被告 国

準備書面(2)

平成21年1月14日

東京地方裁判所民事第2部合A係 御中

被告指定代理人	三	村	仁
	山	本	浩
	吉	野	栄
	佐々	木	光太郎
	川	端	尚志
	鍋	島	学
	金	井	慎一郎
	山	口	仁
	江	澤	正名
	小	林	大和
	田	岡	卓晃
	大	浅	田
			薫

田	邊	国	治
田	代	直	人
名	倉	和	子
中	川		淳
横	田	一	磨
本	橋	隆	行
竹	之	内	修
田	口	達	也
小	山	田	巧
星		孝	行

被告は、本書面において、原告の2008年9月30日付け準備書面(1)の3ページないし5ページに記載された原告主張の6つの論点について、必要な範囲で回答する。

1 論点1について

原告が主張する「国民が不安視する原子力政策」の意味は明らかではないが、我が国の原子力政策は、原子力基本法に基づき、内閣府に設置された原子力委員会が定める「原子力政策大綱」を基本方針としており、関係行政機関は、その基本方針の下、それぞれの所掌する分野において必要な施策を企画・実施・評価して推進している。

資源エネルギー庁は、原子力政策大綱で決定された基本方針にのっとり、経済産業省設置法17条並びに4条55号及び56条に定める所掌、すなわち「エネルギーに関する原子力政策に関すること」及び「原子力の技術開発に関すること」に係る施策の企画・実施等を中立性、専門性を踏まえて法令に基づき行っており、これらの行為は「全体の奉仕者」として行っているものである。

2 論点2について

資源エネルギー庁は、経済産業省設置法に基づき原子力政策及び原子力技術開発を行っているところ、これらの政策は、原子力基本法、原子力政策大綱及び原子力立国計画にのっとり推進されているものであって、個別産業の振興のために推進しているというものではない。

3 論点3について

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的としたものであり（同法1条）、電気事業者は、同法により、当該年度に利用することを予定している新エネルギー等電気（同法2条2

項に定義されているエネルギーの発電設備を用いて新エネルギー等を返還して得られる電気。同法2条3項)の基準利用量等を経済産業大臣に届けなければならず(同法4条1項)、基準利用量以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない(同法5条)。

そして、経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、同法5条の規定に従って新エネルギー等電気の利用をすべきことを命じることができる(同法8条)。

原告が指摘する11円/kWhという買取価格は、上記正当な理由の有無を判断するための一要素として運用上設定された上限価格であり、電気事業者の新エネルギー等電気の利用量が基準利用量に満たなかった場合であっても、電気事業者による新エネルギー等電気の買取価格が11円/kWhを超えていた場合には、正当な理由があったとして、義務違反に係る勧告を行わないとするものである(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留置事項等」第4の2、乙第1号証)。

したがって、11円/kWhという買取価格は、取引の上限価格ではなく、これ以上の価格での買い取りを禁止しているものではないから、独占禁止法の不当な取引制限にはあたらない。

4 論点4について

この点については答弁書第3の2(6)(6ページ)において述べたとおりであって、仮に、柏崎刈羽原子力発電所が停止した影響等により電気料金が上昇したとしても、この点は、原子力損害の賠償に関する法律3条に基づく損害賠償の対象とはならない。

5 論点5について

平成11年12月の原子力部会において公表された原子力の発電コスト5.9

円/kWhについては、当時の最新の知見及び実勢値に基づいて試算を行ったものである。

なお、原告が主張する「再生可能エネルギーのコスト」については、これが何を指しているのか特定できないため回答できない。

6 論点6について

(1) 第1項ないし第3項及び第6項について

日本においては、2008年から2012年までの間に、1990年に比べて温室効果ガス排出量の6パーセント削減を目標とし取り組んでいるところであり、現時点で実現可能かは回答できない。

(2) 第4項について

ア 資源エネルギー庁は、経済産業省設置法17条及び4条49号の規定により、新エネルギー政策を行っており、再生可能エネルギーについても、エネルギー政策基本法に基づき策定しているエネルギー基本計画にのっとり推進している。

また、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会においても、長期エネルギー需給見通しに示された再生可能エネルギーの最大導入ケース（再生可能エネルギーが一次エネルギー国内供給の約8.2パーセント（2020年度）、約11.1パーセント（2030年度））を目指すとの提言を行っており、資源エネルギー庁としては、この提言を最大限尊重し、再生可能エネルギーを推進している。

イ RPS法の目標量については、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会において審議された結果、2014年度の利用基準量を「現実的かつ意欲的」な数値として、160億キロワット時とされた。この利用基準量は、現実的な導入可能性を踏まえつつ、技術革新や導入拡大等によるコスト低減効果、導入に伴う費用負担等も考慮に入れたものである。

(3) 第5項について

資源エネルギー庁は経済産業省設置法17条の規定に基づいて、新エネルギー、省エネルギーに関する政策等、幅広くエネルギー政策を行っており、原子力のみを重視した政策は行っていない。